国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の 平成28年度に係る業務の実績に関する評価書(案) ―審議未了部分抜粋版―

財務省 農林水産省

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
1. 当事務及び事業に関	する基本情報									
II — 1	業務の効率化と経費の削減									
当該項目の重要度、難易	難易度			関連する政策評価・行政	事業レビュー	行政事業レビューシー				
2-①主な定量的指標										
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年月	度 32 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情			
一般管理費の削減状況((%)	3								
業務経費の削減状況(%	5)	1								
その他の指標 共同調達等	等効率化の取組状況									
研究用消耗品単価契約	的品目の拡大 (品目)	237								
共同調達品目の拡大	(品目)	2								
調達担当者会議の開催	崔(回)	9								
3. 各事業年度の業務に		要評価に係る自己評	平価及び主務大臣は	 こよる評価						
					中長期計画					
中長期目標 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。 (2) 調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。また、JIRCASなど他の独立行政法人との共同調達などの連携に積極的に取り組み、一層の効率化を図る。				 (1)一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。) については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度 比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 (2)調達の合理化 農研機構が、研究開発成果の最大化に向け研究業務をスピード感を持って実施していくために、公正性・透明性 を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、適正で迅速かつ効果的な調達の実現に向け取り組む。 特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品については、調達に要する時間の大幅な短縮を可能とし、研究者 が意欲的かつ効率的に研究に取り組むことができるよう、公正性を確保しつつ、随意契約によることができる具体 						
町			平成 28 年	度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価						
及び評価指標等 (1) 蜘蛛理事体の	年度計画	/ - \	佐田典がっといる	主な業務実績等			自己評価			
(1)一般管理費等の 削減	(1)一般管理費等の削減		管理費等の削減				<評定と根拠> 評定:B			

【評価の視点】

・業務の見直し・効率 化を進め、法人運営 管理費削減の数値目|削減する。 標が達成されている か。

運営費交付金を充当して行う事業について は、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費 (人件費を除く。) については少なくとも対前年 に支障を来たすこと 度比3%の抑制、業務経費については少なくと なく業務経費、一般 も対前年度比1%の抑制をすることを目標に、

(2)調達の合理化 【評価の視点】

適正かつ迅速な調達 な指標として、どの 行っているか。

<その他の指標>

・共同調達等効率化の 討・導入を進める。 取組状況

※ 表中に記載。

(2)調達の合理化

農研機構が、研究開発成果の最大化に向け研 ・調達等合理化計画の | 究業務をスピード感を持って実施していくため に、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継 を実現するために定し続的に調達等の合理化に取り組み、適正で迅速 量的な目標や具体的しかつ効果的な調達の実現に向け取り組む。

特に、短期間での納入が必要な研究開発用物 ようなものを設定し 品については、調達に要する時間の大幅な短縮 ているか。その目標│を可能とし、研究者が意欲的かつ効率的に研究 や指標が達成されて「に取り組むことができるよう、公正性を確保し いるか。達成のため一つつ、随意契約によることができる具体的事由 にどのような取組を┃を見直し、規程等に明確に規定するとともに、単 価契約の対象品目の拡大、随意契約が可能な限 度額の拡大など、調達事務の合理化、調達手続き の簡素化を図る観点から、迅速な調達方法の検

> また、JIRCAS など他の独立行政法人との共同 調達などの連携のほか、調達の際の調査の合理 化を図る観点から落札価格情報を共有するなど 調達事務の効率化に積極的に取り組む。

> これらを PDCA サイクルにより、効果を検証し つつ確実に実施するため、6月末までに「調達等 合理化計画」を策定し、調達日数の削減など定量 的な目標や具体的な指標を設定し、着実に実行 するとともに、毎年度の実績評価の際には研究 現場での実施結果を踏まえ的確に見直しを行

運営費交付金を充当して行う事業については、前年度予算に対して一般管理費3%、業務 経費1%の削減に対応するため、DNAシーケンサー及びガスクロマトグラフ等の高額研究 | 根拠: 業務の効率化と経費の削減については、概ね 機器の保守管理業務について、年間保守契約から修理や点検等必要な時期にその都度の対応 とするスポット保守契約としたことや、研究センター等で個別に発行していた研究センター ニュースや年報等の刊行物を農研機構ウェブサイトで公表するようにしたこと及びこれらを 冊子として配布しなければならないものについては配布先を必要最小限にしたほか、外国雑 誌の年間購読契約について、4法人統合に当たって旧法人間の重複購読紙の調整を行う等に より経費の削減を行った。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき、エネルギー使用量の年 平均1%削減に向けた中長期計画を策定して光熱水料の削減を図る等、一般管理費及び業務 | 成した。 経費の確実な削減を行った。

(2)調達の合理化

平成28年6月30日付けで、平成28年度調達等合理化計画を策定し、ウェブサイトで公 表した

(http://www.naro.affrc.go.jp/public information/files/h28supply Rationalization p rogram. pdf)

平成28年度調達等合理化計画とその実績は以下のとおりである。

(1) 一者応札・応募の改善

契約事務実施規則を改正し、競争性のない契約については、随意契約へ移行する手続 を可能とした。また、業者に対するアンケートを行い「入札公告等で業務内容や業務量、 求める成果がわかりにくく判断できなかった。」等の意見に対応して、入札公告等に、 より具体的な記載をする等の反映をさせた。

(2) 試薬及び研究用消耗品の一括単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納 期の短縮等を図る。【数値目標 200 品目以上】

試薬及び研究用消耗品の一括単価契約を進め、昨年度に比較し、200品目以上増加さ せる目標値に対し、237品目増の1,217品目(昨年度980品目)の単価契約を行い、調達 手続きの簡素化を図った。

(3) 共同調達品目の拡大【数値目標1品目以上】

JIRCAS と「トナーカートリッジ」について共同調達を行った。また、森林総合研究 所ともパソコンの共同調達を行った。

(4) 地域ブロックにおける燃料類の一括調達について、品目を拡大し、トータル的な調達 手続きに要する時間の短縮

北海道農研と森林総研北海道支所の間で、2法人共同調達に関する契約に係る手続き についての「申し合わせ事項」を平成29年3月28日付で締結し、平成29年度に向け て、燃料類、一般生活用品等の共同調達の契約について可能な体制を構築した。

(5) つくば管理センター調達担当者会議【会議開催回数6回以上】

つくば内の部門等の調達担当者のスキルアップ及び情報共有のため、9回の会議を 開催した。

(6) 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、役職員を対 象とした各種研修を実施する。

全役職員を対象とした、調達を含むコンプライアンスについて、e-ラーニングを平成 29年3月に実施した。

(7) 調達期間について、不適正経理の未然防止という観点から調達期間の拡大等、経理手 続きにおける利便性を高める取組を進める。

順調に業務を行っていることから、評定を「B」とした。

(1) 一般管理費等の削減

確実な削減のため、研究機器等の保守管理業務等の 見直しやエネルギー使用の年平均1%削減に向けた中 長期計画を策定する等して、節減等を実行している。 その結果、一般管理費、業務経費ともに数値目標を達

(2)調達の合理化

不正経理防止及び調達の合理化を目指し、調達等合 理化計画を策定し、数値目標をクリアする等、計画を 着実に実施している。

<課題と対応>

(1) 一般管理費等の削減

・研究機器及び設備の保守業務等の見直しを行うとと もに、施設の集約化等により一般管理費等の削減を 行う。

(2)調達の合理化

- ・一者応札・応募の改善を図るため、引き続きアンケー ト結果を類似案件も含めて仕様書へ反映させる。
- ・調達をより迅速化するため、調達要求票の各事項に ついて、入力項目や表記等の標準化・統一化を図り、 調達担当者会議での情報共有を図る。

	昨年度まで1月末までの発注期限とされていた受託事業の発注期限を2月末まで延	
	長した。	
	(8) 検収チームによる一元化した検収を行い適正な事務処理を徹底する。 つくば管理センター検収チームを設置し、つくば内の検収を一元化し、不適正な経理 処理が起こりにくい体制を整備した。	
ナ双十円)ァトス 並 体	·	

主務大臣による評価

評定B

<評定に至った理由>

運営費交付金による事業について、高額研究機器の保守管理業務の契約内容の変更、刊行物の印刷部数の絞り込み等、各種業務において経費の節減に努め、一般管理費、業務経費ともに中長期計画に基づく削減の数値目標を 達成している。

調達等合理化計画を策定し、これに基づき、一者応札・応募の改善に向け、業者アンケートの結果を入札公告に反映させるなどきめ細やかな対応を行っているほか、手続きの簡素化と納期短縮等を図るため、一括単価契約の 対象品目について、同計画に掲げた数値目標(200品目以上)を上回る237品目を新たに追加した。そのほか、JIRCASとのトナーカートリッジの共同調達や、森林総合研究所とのパソコンの共同調達などを行っ た。さらに、不適正な経理処理の再発防止に向け、全職員を対象とした研修の実施や、購入物品の契約・検収の一元化などに取り組んでいる。 以上のとおり、経費の削減や、調達の合理化に向け着実に取り組んでいることから、評定をBとする。

<今後の課題>

今後も、経費の削減や、調達の合理化に向けた取組を継続されたい。特に、一般管理費や業務経費については、現行の第4中長期期間の最終年度(平成32年度)までは、毎年度削減の数値目標が課されることから、業務に 支障のないことに留意しつつ、さらなる削減に向けて適切に取り組む必要がある。

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
IV — 1	ガバナンスの強化					
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュ	行政事業レビューシート事業番号:0168			

2 — ①その他の指標						
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報)当該年度までの累積値等、必要な情報
(2) コンプライアンスの推進 法令遵守に向けた取組実績(職員研修等の開催件数)(回) (((回)	10					
(5) 環境対策・安全管理の推進 不要となった化学物質の処分実績(点)	33, 200					
不要となった生物材料等の処分実績(件) 環境対策や安全管理の職員の研修の開催実績(回)	11					法律(植防法、家伝法等)による届出をしている生物素材の処分実績
	139					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、年度計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(1) 内部統制システムの構築

法人統合を踏まえ、農研機構の役割を効果的・効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正 を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管 理局長通知)に基づき内部統制の仕組みを高度化し運用する。

その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による 迅速かつ的確な意志決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明 確化する。

特に、研究活動における不適正行為に関しては、第3期中期目標期間内に生じた不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。

(2) コンプライアンスの推進

農研機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえ対策を推進する。

(3)情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。

中長期計画

(1) 内部統制システムの構築

- ア 法人統合を踏まえ、内部統制委員会、リスク管理委員会等の新たな内部統制システム(組織、規程)を構築するとともに、内部研究組織のすみずみまで組織的な指示命令系統を構築するために研究ユニット等を配置し、内部統制状況や潜在的リスクを的確に把握した上で、内部統制の日常的な改善を図り着実かつ適切な推進に当たる。
- イ 理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確に定め、役員による迅速かつ的確な意思 決定を行う。
- ウ 法人全体の経営戦略の企画立案を行う部署(経営戦略室)を設置し、的確な経営戦略を進める。
- エリスク管理担当部署を設置し、法人全体のリスクの把握と対応策の実施により、計画的なリスク管理を推進する。
- オ 監査機能の強化として、内部監査においては、リスク管理の状況や法人の目標達成に影響を与えるリスクの評価 に基づく監査を実施する。また、監事を補佐する体制整備を行うとともに、監事に必要な予算を確保するなど監事監 査に協力する。

(2) コンプライアンスの推進

- アコンプライアンスを担当する理事を置き、法人全体の推進本部を設けて推進する。
- イ コンプライアンスの確立に向けて法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るために、知識研修から意 識研修を中心とした教育・研修を充実強化する。
- ウ 特に、第3期中期目標期間内に不適正な経理処理事案等が発生したことに鑑み、政府が定めたガイドラインに則り、研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用を防止するための規程、体制を整備し、具体的な不正防止計画を立案し、確実に実施する。また、植物防疫法(昭和25年法律第151号)遵守を徹底する。
- エ 遺伝子組換え実験、動物実験、人を対象とする研究、生命倫理に関わる研究等、法的規制のある実験研究については、専門の委員会等により倫理や法的規制に対する妥当性について判断するとともに、法人内で行われている研究活動について倫理面や規制に対する逸脱がないかチェックを行う。

(3)情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開 に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、情報公開を積極的に推進し、情報開示請求に対して適正かつ 積極的に対応する。

(4)情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを 適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイ バー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年 度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

(5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うと ともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による 緊急時の対策を整備する。

(4)情報セキュリティ対策の強化

ア 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定める。特 に、総務を担当する理事を最高情報セキュリティ責任者として、役職員等からの報告・連絡体制を構築し、主務省 を含めた迅速な情報連絡・共有体制を整備する。また、情報セキュリティインシデントに速やかに対応するためコ ンピュータ・セキュリティ・インシデント・レスポンス・チーム(CSIRT)を構築し、経営管理層も含めた事態対処 体制を整備する。

業務システムの運営においては、システム監査を定期的に実施することによって、システムの脆弱性を早期発見 できるよう管理運用体制を強化する。また、端末の管理機能を強化することによって、サイバー攻撃の検知・対処 機能を充実する。

イ 保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

(5) 環境対策・安全管理の推進

- ア 研究活動に伴う環境対策、事故などを防止するための安全対策を構築するための体制を整備する。
- イ 毒劇物・化学物質・放射性同位元素等、規制のある物質については、4法人統合を踏まえ、すべての化学物質を統 一的に管理できるシステムを導入して、適正管理の徹底を図る。
- ウ 生物材料等の適正入手、適正管理に関する教育訓練等を通じて、職員に生物材料等の取扱いを周知し、生物材料 の適正管理を徹底する。
- エ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77号)に基づき、環境配慮等の状況等を記載した環境報告書を公表する。
- オ 法人内で使用するエネルギーの削減を図り、廃棄物等の適正な取扱いを職員に確実に周知して、法人全体でリサ イクルの促進に取り組む。
- カ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育訓練等を行い、職場巡視などのモニタリング活動や職場毎のリスクアセ スメントの実施等により、安全な作業環境管理及び作業管理の徹底を図る。
- キ 防災教育や訓練等により、職員の防災意識の向上を図るとともに、必要な設備の設置、管理を行い、自衛消防隊 等の防災に関する組織体制を整備する。

評価軸・評価の視点及び 評価指標等

の構築

【評価の視点】

カシ。

(1) 内部統制システム

理事長のリーダーシッ

速な意思決定ができる

のように構築され、運

により業務がどれだけ

<その他の指標>

築と取組状況

(1) 内部統制システムの構築

内部統制委員会、リスク管理委員会等の組織、規程を 構築する。法人としての指示命令が的確に伝達されるよ うに、研究ユニット等を配置して、情報伝達が確実に行 プの下、役員による迅しわれる体制を構築する。

年度計画

リスク管理委員会において、第4期中期目標期間内に 内部統制の仕組みがど おけるリスク管理計画を策定するため、リスク管理を担 当する本部役職員を内部研究組織に派遣して、職員との 用されているか、それ | 意見交換を実施し、業務現場の実態把握に努める。

理事長のリーダーシップの下、役員の権限と責任を明 円滑に行われている 確に定め、役員会を原則毎週開催して、迅速かつ的確な 意思決定を行う。

経営戦略室を設置し、法人統合後半年を目処として、 人事、組織、施設、予算等、研究資源運用の基本的な方針 ・内部統制システムの構 を企画立案し組織決定する。

> 本部に、リスク管理部を設置し、第4期中長期目標期 間内のリスク管理計画の立案を行う他、法人統合と組織 の再編によって生じるリスクに注意を払い、内部研究組 織への巡回で得られた情報を元にして、法人全体の統制 活動状況を点検・評価し、リスク低減策を策定して実行の 指揮を行う。

(1) 内部統制システムの構築

理事長のリーダーシップの下、原則毎週役員会を開催し役員による迅速な意志決定 **| 評定**: B を行い、決定事項等については、直ちに研究センター等に対し、農研機構グループウェ ア等を通じ伝達する体制としている。

主な業務実績等

平成28年度に係る年度に係る年度計画、主な業務実績等及び自己評価

研究センター等においても、所長等を中心とした会議を開催して決定事項等にかかる│に従い、概ね順調に業務が行われていることか 情報共有を図り、ユニット等へのミーティングを行うことにより、速やかに全職員に対しら、評定Bとする。 して周知されている。また、重要な案件にかかる理事長自らのメッセージ等については、 グループウェアやテレビ会議等の ICT を活用し一斉同時配信する等役職員への迅速な周 知徹底に努めている。

農研機構における業務の有効性及び効率性の向上、事業活動に関わる法令等の遵守の 促進、資産の保全及び財務報告の信頼性の確保を図ることを目的として「内部統制委員 会」の設置及び「内部統制の推進に関する規程」を制定するとともに、法人全体の経営 | 理事長自ら説明・周知した。 戦略の企画立案を行う部署として経営戦略室を設置し、担当理事の指示の下、関係部署 と連携し法人全体の研究資源の効率的活用等にかかる検討を進めている。

また、当該業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、 当該リスクへの適切な対応を行うため「リスク管理委員会」の設置及び「リスク評価と 対応に関する規程」を制定するとともに、リスク管理・コンプライアンスを担当する理「部、研究センター等にリスク管理室を設置した。 事を配置した。

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備については、総務省行政管 理局長通知(平成26年11月28日)に示された内部統制モデルに沿って、内部統制の基 本的要素に対応する責任を担う各種委員会や部署を定め、内部統制の改善状況が内部統一の業務について、検証作業を行った。 制委員会に一元的に報告され、必要な意思決定が迅速に行われる仕組みとし、理事長に

自己評価

<評定と根拠>

根拠: ガバナンスの強化については、年度計画

(1) 内部統制システムの構築

理事長が平成28年度組織目標を定め、取り組 むべき事項を明確化し、また、4法人統合を契機 に「農研機構ビジョンステートメント」を決定し、

理事長によるトップマネジメントを確実なも のとするため、リスク管理・コンプライアンスを 担当する理事を配置し、内部統制委員会及びリス ク管理委員会を設置、さらに、本部にリスク管理 これにより、事業活動の信頼性や業務実施に係る リスクへ適切に対応できる体制となった。

組織の中に独立した監査室を設置し、農研機構

また、監事の機能を強化した。

6

監事とその他の役員が役員会などを活用して、緊密に意見交換を行い、監事に必要な予算を確保するなど、監事の活動を支える条件整備を行う。監査室は、引き続き独立した組織として、理事長の指示の下で、リスク管理委員会によるリスク評価やリスク管理計画が的確に行われているか検証するための監査計画を立案する。監事の補佐等の監査業務を遂行するため、監査室の人員を増加して強化を図る。

よるトップマネジメントを確実なものとするための新たな内部統制システムを構築した。

また、<u>理事長は平成28年度組織目標を定め</u>、研究成果の最大化を図るため、<u>重点的に</u>取り組む事項について指示した。

さらに、4 法人統合を契機とした農研機構のビジョン策定について、研究センター等からの今後の農研機構を担う若手職員を中心としたワーキング・グループを立ち上げ、役職員約200名へのインタビューや検討会を繰り返し行った。役員会においても活発な議論を行い、「農研機構ビジョンステートメント」を決定するとともに、理事長自らが全役職員に対し、策定までの経緯やビジョンごとの詳細な説明を直接行うことにより周知を図った。

<u>リスク管理計画</u>については、リスク管理部において計画を立案し、<u>リスク管理委員会</u> <u>で審議し、内部統制委員会へ報告</u>を行ったうえで実施する手続きとした。

リスク管理計画の実施手法について外部コンサルを活用して改善を図り、新たにリスクの洗い出し、リスク評価を実施し、重大リスクが潜在する業務について業務プロセスの認識を行った。

組織としては<u>本部にリスク管理部を配置</u>したほか、<u>研究センター等にリスク管理室を</u> <u>設置</u>した。研究センター等のリスク管理室長は本部リスク管理部併任配置とし、業務現 場のリスク管理に関する実態把握のためにリスク管理室長会議開催を行い、モニタリン グに努めるとともに意見交換を行った。

リスク評価と対応に関する規程に定める重大な危機対策として、災害・事故等に対応するための事業継続計画 (Business Continuity Plan、以下 BCP) 策定マスタープランを定め、28 年度はつくば地区の地震対応 BCP を策定した。

監査室は独立した組織として、理事長の指示の下で、組織としての意思決定が確実に内部組織に伝わっているか、統合後の業務が効率的に進められているか等について監査計画を策定した。内部監査の実施に際しては、室員を増員するとともに統合初年度であることを踏まえ対象部署を40部署(本部8部署、研究センター等本所20カ所、拠点等12カ所)として実施した。監査においては、対象部署における理事長の平成28年度組織目標や役員会決定事項等の伝達方法、組織内の情報共有の状況、意見集約等の体制が構築されているかを把握し、周知徹底が図られていることを確認した。

【内部統制のための監事の活動】

監事監査及び監事の独立した活動を支える条件整備として、予算の確保等機能を強化した。役員会及び所長等会議をはじめとする重要な会議への出席及び重要な文書を閲覧に供し、また、四半期に一度の理事長との定期会合に加えて監事からの要請に基づく会合の場等を通じて緊密な意見交換を行った。

今年度は、統合を迎えて例年にない対応が行われた。

- (ア) 前年度 2~3 月に実施された統合 4 法人(旧農研機構、旧農業生物資源研究所、旧農業環境技術研究所及び旧種苗管理センター)監事による業務監査部分の臨時監事監査の実施報告書を参考として、統合された 3 法人を重点的に、さらには各新設センター、本部内の新設部署等を対象に定期監事監査が 4~6 月まで実施された。結果は6月に監査報告(旧4法人分)として理事長に提出され、監査での発見事項を役員会において講評し役員全員が確認した。
- (イ) 9~12 月まで実施された<u>随時監事監査</u>(本部 34 名、研究センター等 26 部署) においては、通常の監査に加え、統合後の業務遂行状況、不適正経理に係る再発 防止策の定着度について監査が行われた。なお、内部統制に関する質問票を活用 したインタビューも、統合の組織運営に慣れた頃として随時監査に合わせて実施 された。 結果については、質問票から読み取れる考察と監査実態をあわせて理事 長に報告された。また、役員会において同様に報告がなされた。

なお、監事の所見及び改善の意見に関連して、今年度中に実施された内部統制の主な改善状況は以下のとおり。

(2) コンプライアンスの推進

コンプライアンスを担当する理事の配置と内 部統制委員会を中心とするコンプライアンス推 進体制の整備、役職員に対するコンプライアンス 研修の実施、研究費の不正使用等防止計画の着実 な実施等、年度計画の業務を着実に実施した。

(3)情報公開の推進

法人運営の透明性を確保するため、法人情報等をホームページに適切に掲載するとともに、<u>情報</u>公開を積極的に推進し、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応した。

(4)情報セキュリティ対策の強化

平成28年度に改訂された政府統一基準に合わせた情報セキュリティ規程を改正した。また、情報セキュリティインシデントに対応するCSIRTを構築し、28年度に発生した1事案に対応した。さらに、所定の情報セキュリティ教育、システム監査を実施するとともに、利用者端末装置管理システムの運用、新規購入パソコン管理の一元化を目指した取組を開始して体制の整備を図った。

(5) 環境対策・安全管理の推進

環境管理委員会や安全衛生委員会を中心とする管理体制を構築し、環境対策や労働安全対策に取り組む等着実に年度計画を実施した。また、全化学物質を管理できる薬品管理システムを導入するとともに、生物素材の取扱いについて点検を実施する等、化学物質や生物素材の適正管理を徹底した。

<課題と対応>

(1) 内部統制システムの構築

- ・役員会決議内容等を役員から直接研究センター長等に説明・伝達する方法等について、グループウェア等情報伝達ツールの改善と併せて強化する。
- ・人事、組織、施設、予算等、研究資源運用の基本的な方針を組織決定する。
- ・リスク管理計画に基づき、リスク管理委員会を 中心に優先対応リスクを決めて、本部及び研究 センター等においてリスク管理活動を実施す る。
- ・監事とその他の役員が役員会等を活用して、必要な情報の共有と連携協力体制を強化することにより、監事の活動を支える条件整備を行う。

(2) コンプライアンス の推進

【評価の視点】

・法人におけるコンプラ イアンス徹底のための 取組、研究上の不適正 行為を防止するための 事前の取組がどのよう に行われているか。コ ンプライアンス上の問 題が生じていないか。

<その他の指標>

・法令遵守や倫理保持に 向けた取組実績(職員 研修等の開催件数等) ※職員研修の開催実績は 表中に記載。

(2) コンプライアンス (2) コンプライアンスの推進

ア リスク管理・コンプライアンスを担当する理事を置き、コンプライアンス推進本部を設けて推進する。

取組、研究上の不適正 イ 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上のた 行為を防止するための めに、コンプライアンス研修を実施する。

- ウ 第3期中期目標期間内に明らかになった不適正な経 理処理事案の再発防止を徹底するため、「研究費の不正 使用等防止計画」を着実に実施する。具体的には、以下 のような対策を行う。
 - (ア) 研究現場、管理部門、本部との意見交換の場を 設置して、全職員が不正防止のために意識の統一を 図る体制を整備する。
 - (イ) コンプライアンス教育・研修を充実させ、研修効果の検証を実施し、不正を正当化しないよう意識改革を徹底する。
 - (ウ) 研究費の使い方について統一したルールを解説した「研究費の使用に関するハンドブック」の周知徹底を図り、どのような行為が不正に当たるのかを周知する。また、内部研究組織毎に異なる解釈などが生じないようにするとともに、研究費の使い方について、気軽に相談できる窓口を設けるなど不正の機会となる認識の違いを削減する。

○組織内コミュニケーションの精度向上

役員会決定事項ごとに伝達方法の明確化、背景の付加等、伝達方法の改善を随時行った。重要な決定事項である組織目標や農研機構ビジョンステートメントについては、理事長、理事自ら全役職員に向けて詳細な説明を直接行うとともに、グループウェアに理事長メッセージとして常時掲載した。

更に、理事長、理事(戦略評価担当)と本部部長等との打合せを毎週開催し、情報 共有と課題等の検討を行った。

○農研機構としてのBCP策定

上述のように、BCP策定マスタープランを定め、今年度は<u>つくば地区の地震対応BCPを策定</u>した。その際、監事の意見を反映し、「農研機構の業務継続のみにこだわらず、地域と協調した対応を実施すること(一時避難場所の提供等、地域からの要請に応じる等)」を基本方針の一つに盛り込んだ。

(2) コンプライアンスの推進

ア 平成 28 年度の法人組織の変更に伴い、<u>リスク管理・コンプライアンスを担当する理事を配置</u>するとともに、役員会メンバーで構成する<u>内部統制委員会をコンプライアンス推進本部として位置付け</u>、コンプライアンスの推進に取り組んだ。

イ <u>主な階層別研修においてコンプライアンス教育を実施</u>するとともに、コンプライアンス手引き書の改訂やコンプライアンス通信の発行を行って、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図った。また、コンプライアンス推進状況の把握・改善のために毎年実施しているコンプライアンスアンケートを全面的に見直し、役職員の意識状況を継続的にモニターできるように改善した。研修実施方法について、コンプライアンス意識向上のために、意識研修の導入を検討した。

法令の改正に適切に対応するため、官報及び各官公庁等サイトに掲載された農研機構の業務に関係する法律、政令、省令、規則及び告示等の情報並びに上記法令等に関する委員会等及びパブリックコメント募集等に関する情報を収集して本部各課室等に毎週配信し、遵守すべき法令等の最新情報を提供している。

また、コンプライアンスに関する相談及び通報受付のための窓口を本部及び研究センター等に設置し、事案ごとに対応を行って問題解決を図った。各相談の処理状況については、半期ごとに内部統制委員会及び監事に報告した。

- ウ 平成 27 年度に策定した<u>研究費の不正使用等防止計画について、以下の取組を行った</u>。
 - (ア) 全職員の意識統一を図るため、外部資金事務担当者打合会を開催して研究費の 使用ルールの統一化を図るとともに、<u>研究センター等と本部との意見交換</u>を行っ た。
 - (イ)研究費の不正使用等防止に関して、全ての研究費関係職員等を対象に<u>研究費の</u>使用に関する基本的なルール等を理解させる研修を e-ラーニングにより実施し、 意識改革の徹底を図った。
 - (ウ)研究費の執行(契約、納品・検収等)についての手続き及び留意する点等が一目で分かる「研究費の使用に関するハンドブック」の改訂、研究費の使い方についての事務処理手続及び使用ルールについての相談窓口を本部及び各研究センター等に設置して、不正の機会となる認識の違いをなくすように図った。

・リスク管理委員会によるリスク評価やリスク 管理計画が的確に行われているか検証するため、リスク管理担当部署と内部監査担当部署と の連携を強化して、監査を実施する。

(2) コンプライアンスの推進

・不適正な経理処理事案の再発防止を徹底する ため、残存リスクに対応する更なる施策が必要 である。このことを目的として平成28年度に 見直しを行った「研究費の不正使用等防止計 画」を着実に実施する。

(3)情報公開の推進

・引き続き法人情報等をホームページに適切に 掲載するとともに、情報公開を積極的に推進 し、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応 する。

(4)情報セキュリティ対策の強化

- ・情報セキュリティインシデントに即応するための機能強化と更なる体制の整備を図る必要がある。特に、端末装置管理システムの運用及び CSIRT の実効性を高めるための教育訓練を充実させる。
- ・情報セキュリティに関する意識向上を図るため、効果的な教育資料を整備する。

(5) 環境対策・安全管理の推進

- ・化学物質の適正管理を行うため、農研機構で 使用する化学物質全体の把握が必要である。 このため、平成28年4月に導入した薬品管理 システムに早期に全化学物質を登録する。
- ・化学物質の安全な取扱いを徹底するため、使用科学物質の量や使用方法を含めたリスクの把握が必要である。このため、研究センター等において薬品管理システムの機能の一部を活用し、リスクアセスメントを実施する。

- (エ) 調達の合理化を図り、預け金などを作らなくて も試験研究を円滑に進められる環境整備を行って、 不正の動機を削減する。
- (オ) 検収体制の強化を図り、不正の機会を削減する。
- (カ) 研究費の管理・運営に関わる研究員や事務担当職 員、取引業者から不正に関与しない旨の誓約書を取 る等、意識改革に取り組む。
- (キ)研究活動における不正行為の防止に向けて、e-ラ ーニングシステムなどを活用して、研究倫理教育を 実施強化する。
- エ 第3期中期目標期間内においては、研究所等に定め られた要領に基づいて実施されていた遺伝子組換え実 験、動物実験、ヒトを対象とする研究、生命倫理に関わ る研究、生物材料の輸出入等、法的規制のある実験研究 や植物防疫法など生物材料の取扱いに関する管理体制 は、統合時の混乱を避けるために、当面維持することと し、統合後に法人全体の管理体制について検討を行うこ ととする。本部、リスク管理部は、法的規制のある実験 研究についての教育・訓練について適切に実施されるよ う教材作成や指導者研修などを通じて、研究部門等を支 援する。

法人統合に伴なって薬品管理システムを新しいシス テムに変更する。新薬品管理システムの運用方法につい ての講習会を実施して、適正な薬品管理の徹底を図る。

(3)情報公開の推進 (3)情報公開の推進

取組や情報開示請求へ どのような対応が行わ れているか。

<その他の指標>

【評価の視点】

•情報公開対応状況

対策の強化 【評価の視点】

法人運営の透明性を確保するため、法人情報等をホーム ・法人運営についての情 ページに適切に掲載するとともに、情報公開を積極的に推 報公開の充実に向けた一進し、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応する。

(4) 情報セキュリティ (4) 情報セキュリティ対策の強化

準群 | を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを定め る。また、総務を担当する理事を最高情報セキュリテ

- (エ) 年度末における調達期間の拡大や、試薬及び研究用消耗品の一括単価契約の品目 拡大を行い調達手続きの簡素化を行った。また、調達担当者会議を9回開催し一括 調達の効率的な運用や改善等について相互に情報共有を図ることにより調達職員 のスキルアップに取り組み、職員からの発注体制に係る改善要望を本部において 把握し検討を行い、発注を调1回から2回に増やした。
- (オ)検収に関しては、つくば管理センター検収チームに一元化し、確実に検収を行 う体制を構築し適正な事務処理の徹底を図ることで、不正の動機及び機会を削減
- (カ) 全ての研究費関係役職員等や主要な取引業者から不正に関与しない旨の誓約書 を取った。
- (キ) 試験研究の不正行為防止のため本部及び研究センター等に研究倫理教育責任者 を置き、研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を e-ラーニングにより実施し た。また、研究費の不正使用防止に関するアンケート調査を実施して残存リスク を把握するとともに、業務フローを作成し、内在するリスクの把握・分析を行い、 不正使用等防止計画の改善を図った。
- エ 遺伝子組換え実験、ヒトを対象とする研究については、規程を整備した。また、法 的規制のある実験研究について、リスク管理部は、情報交換会の開催や教材提供によ り、研究センター等のリスク管理室を通じて、管理の徹底を図った。薬品管理システ ムについては、新たなシステムの導入を図り、運用を開始した。詳細は、(5)環境 対策・安全管理の推准に記載。

(3)情報公開の推進

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改 正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に関する附帯決議」(平成26年 5月23日衆議院内閣委員会)、(平成26年6月5日参議院内閣委員会)を踏まえ、農研機 構のウェブサイト上に「附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開」の項目ペ ージを掲載し、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、関連法人への再就職の状 況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途及び資産保有状況に関する情報等 について適切に公開するとともに、動物実験や疫学研究実施に係る研究倫理情報及び今 年度に発生した鳥インフルエンザ情報に係る解説や能本地震農業被害からの復旧・復興 のための参考技術情報等についても、最新の情報として迅速かつ積極的に公開した。

また、総務省のウェブサイト内の「独立行政法人」ページからもリンクする仕組みと して公開の推進に努めた。

情報公開請求については、2件の法人文書の開示請求に対し関係規程等に則り適切に 対応した。

(4)情報セキュリティ対策の強化

ア 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基 ア 内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) の「政府機関等の情報セキュリティ対 策のための統一基準群(平成28年8月31日) | 及び農林水産省の情報セキュリティ マネジメント運用を踏まえ、情報セキュリティ基本方針を策定し、情報セキュリティ

・政府機関の情報セキュ リティ対策のための 統一的な基準群を踏 まえた事前の情報セ キュリティ対策がど のようになされてい るか。情報セキュリテ ィ・インシデントは生 じていないか。

<その他の指標>

・情報セキュリティ取組 状況

理の推進

【評価の視点】

適切に管理するシステ ムが構築・運用されて いるか。化学物質等の 管理に関する問題が生 じていないか。

<その他の指標>

・研究資材等の適正な管 理のための取組状況

ィ責任者として、役職員等からの報告・連絡体制を構 築し、主務省を含めた迅速な情報連絡・共有体制を整 備し、報告訓練を行うことによって実効性のあるもの とする。さらに、情報セキュリティインシデントに速 やかに対応するためコンピュータ・セキュリティ・イ ンシデント・レスポンス・チーム (CSIRT) を構築する とともに、インシデント発生時を想定したシミュレー ションを行うことによって経営管理層も含めた事態対 処体制を整備する。

業務システムの運営においては、システム監査を定期 的に実施することによって、システムの脆弱性を早期発 見できるよう管理運用体制を強化する。また、端末の管 理機能を強化することによって、サイバー攻撃の検知・ 対処機能を充実する。

イ 保有する個人情報や技術情報の管理について、教育す べき内容を検討し実施することによって、全役職員等の 情報セキュリティに関する意識の向上を図る。

(5)環境対策・安全管 (5)環境対策・安全管理の推進

ア 研究活動に伴う環境対策、事故などを防止するための 安全対策を構築するための体制を整備する。

質については、4法人統合を踏まえ、すべての化学物質 を統一的に管理できるシステムを導入して、適正管理の 徹底を図る。

規程等を改正した。併せて総務担当理事を最高情報セキュリティ責任者とする組織及 び情報システムの管理体制・緊急連絡網を整備した。

情報セキュリティインシデントに備えて、本部内に CSIRT (コンピュータ・セキュ リティ・インシデント対応チーム)を設置し、また、インシデント発生を想定した机 上訓練や外部講師による教育訓練で実効性の向上を図った。

農研機構が運用する各情報システムについて、セキュリティ責任者・管理者を指名 し、システムの構成等セキュリティに関わる情報を集約・更新した。さらに、平成28 年度は旧農研機構以外で管理していたシステムを対象として外部機関によるセキュ リティ監査を行い、脆弱性の解消と安全性の向上を図った。

パソコン監視とウィルス対策の集中管理を行う利用者端末装置管理システムを導 入し、法人内のネットワークに接続しているパソコンから、ソフトウェア導入やセキ ュリティアップデートの状況、不正通信・マルウェアの検出等、情報セキュリティに 関わる各種の情報を収集できる体制の整備を図った。また新規購入パソコンについ て、管理の一元化を目指した取組をつくば地区(新規購入業務用パソコンの約50%対 応)において開始した。

- イ 情報セキュリティに対する役職員等の意識向上と職場での適切な対応のため、農研 機構職員として順守すべき事項を周知する新規採用者対象の情報セキュリティ教育 (随時)と、全役職員対象の教育・自己診断(定期、年1回)を実施した。また、内部 組織における対策を確実に実施するため、最新の情報セキュリティ動向と組織として の対応方針を周知する、情報セキュリティ責任者向け教育及び課室情報セキュリティ 責任者向け教育を実施した。さらに情報セキュリティ対策を法人内グループウェアに まとめて公開し、役職員等の意識向上に資する広報紙「なろせきゅ」等を掲載した。 また、マイナンバーの取扱いに関しては、個人情報の安全確保のため、ナンバーを手 元に保有しないこととして、収集管理を専門機関に外部委託した。
- ウ 今年度に発生した情報セキュリティ関連の事案として、出張中のノートパソコンの 紛失(3件)及び法人公式ウェブサイトの問合せフォームの自動返信機能を悪用した 大量メール送信が発生した。

パソコン紛失に対しては、役職員全員に持出手続きの再確認、盗難防止措置及び紛 失時の報告手続きについて、注意喚起並びに指示を徹底させる緊急の課室情報セキュ リティ責任者向け教育を行った。また大量メール送信については、CSIRT が中心とな って問合せフォームの一時閉鎖と原因の特定等のインシデント対応を行い、情報窃取 等の被害がないことや事象の終息を確認した後に、自動返信機能を停止させて復旧さ せた。当該機能に含まれる脆弱性を利用した攻撃であったことから、平成29年度に計 画されているウェブサイトのリニューアル時に抜本的改良を行うこととした。

(5) 環境対策・安全管理の推進

ア 職場の安全対策及び安全衛生については、各事業場及び拠点ごと(52 箇所)に安全 衛生委員会を中心とした管理体制を整え、延べ139回の研修を行った。

イ 毒劇物等規制のある物質については、統合以前から各法人が適正に管理してきた が、規制のない一般化学物質については、各法人の使用実態により管理の対象として きた物質の範囲は異なっていた。平成28年4月より、インフォグラム社のChemical Design を統一的な薬品管理システムとして導入し、新規購入の化学物質は、一般化学 物質も含め本システムで管理するとともに、各法人で管理していた薬品データの移管 を実施し、7月までに完了した。

薬品管理システムの運用方法について、研究センター等の担当者に説明するととも に、随時、情報共有システム等を通じて職員へ周知した。また、化学物質関係法令等 の改正に対して、そのつど内容を研究センター等に周知し、管理の徹底を図った。さ らに、各研究センター等において、保有している不要な化学物質の廃棄を進めるとと (不用となった化学物質や生物剤料等の処分の実績を含む)

※化学物質及び生物材料 の処分の実績は表中に記載

ウ 生物材料等の適正入手、適正管理に関する教育訓練等 を通じて、職員に生物材料等の取扱を周知し、生物材料 の適正管理を徹底する。

【評価の視点】

・資源・エネルギー利用 の節約、リサイクルの 徹底など環境負荷軽減 のための取組等の内容 を明確化し実施してい るか。

<その他の指標>

- ・環境負荷低減のための 取組状況
- ・事故・災害を未然に防 止するための安全確保 体制の整備状況及び安 全対策の状況

【評価の視点】

・職場安全対策及び安全 衛生に関する管理体制 が適切に構築・運用さ れているか。災害等に おける緊急時の対策が 整備されているか。重 エ 環境管理に係る検討体制を整備するとともに、旧農研機構の平成27年度の環境配慮の取組状況をまとめた環境報告書を作成し、公表する。その際、旧農研機構の他の3法人の環境配慮に係る部分を取り組むよう務める。

- オ 法人内で使用するエネルギーの削減を図り、廃棄物等 の適正な取扱を職員に確実に周知して、法人全体でリサイクルの促進に取り組ます。
- カ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育訓練等を行い、職場巡視などのモニタリング活動や職場毎のリスクアセスメントの実施等により、安全な作業環境管理及び作業管理の徹底を図る。

もに、統一的に、食品や生活用品等を除く全ての化学物質を対象として登録することに着手し、3月までに総計約24万点(全体の約8割程度と推定)の登録を終えた。また、平成28年度6月より義務化された化学物質のリスクアセスメントを適確に行うため、薬品管理システムに専用のソフトウェアを導入し、利用を開始した。

- ウ 遺伝子組換え生物の使用について、統合を機に、農研機構の統一ルールとして遺伝 子組換え生物等の使用等に関する安全管理規程を策定し、運用した。また、疫学研究 倫理規程について、新たに策定された人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に 即して対象の範囲を広げる等、大幅に見直し、人を対象とする研究に関する倫理規程 に改正し、4月より運用を開始した。平成28年3月に旧農研機構花き研究所が旧農 業生物資源研究所から分与を受けた野牛株ペチュニア種子に遺伝子組換え体が混入 していたことが判明したことから、農林水産省の指示を受け、同様の事案がないか「生 物素材の譲渡・提供・受領に関する緊急点検」を実施し、問題がないことを確認した 上で5月に農林水産省に報告した。さらに、10月から遺伝子組換え実験及び生物素材 の管理について、残存リスクの調査を行い、法令に違反するようなことがないことを 確認するとともに、問題点についての検討を行った。その結果については研究センタ 一等のリスク管理室に通知するとともに、管理の徹底を指示した。また、組換え実験 を実施している全ての研究センター等の安全主任者等を対象として「遺伝子組換え実 験に係る情報交換会」を開催し、生物素材等の取扱いについて周知するとともに、カ ルタヘナ法に関する説明会を開催し、遺伝子組換え実験の計画書審査の注意点等を法 令に沿って説明し、教育訓練用の教材を配布した。さらに、動物実験について、農林 水産省の指示により「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に 関する基本指針」の取組状況に関する調査等を行い、問題のないことを確認した上で、 その内容について農林水産省に報告した。
- 工 環境配慮促進法に基づく環境に配慮した活動の促進、省エネ法に基づくエネルギーの使用の合理化に関する取組方針の制定、その他農研機構における環境の保全管理に関する取組を推進するため、平成 28 年 7 月に理事(戦略・評価担当)を委員長とする環境管理委員会を新たに設置した。同委員会では、省エネ法に基づく平成 27 年度に係る定期報告書及び平成 28 年度以降の 5 ヶ年に係る中長期計画書を取りまとめ、7 月に経済産業省関東経済産業局長及び農林水産省関東農政局長に提出した。また、環境配慮促進法で環境報告書の公表等が義務づけられている特定事業者として 9 月に「環境報告書 2016」を公表した。環境報告書 2016 では、農研機構の平成 27 年度の環境配慮活動を取りまとめるとともに、平成 28 年 4 月以降の農研機構の新たな体制の概要及び平成 17 年度以降継続して環境報告書を公表してきた農業環境技術研究所における取組(平成 27 年度の環境報告を兼ねる)を紹介した。さらに、環境管理委員会では、第 4 期中長期目標期間に係る 5 ヶ年の「農研機構環境マスタープラン 2016-2020」を策定した。
- オ 環境管理委員会が定めたエネルギー使用の合理化に関する取組方針に基づき、研究 センター等において、<u>業務の実態に合わせた取組を実施</u>するとともに、産業廃棄物対 策として、廃棄物をリサイクル資源として再利用できるよう分別の徹底を図った。
- カ 事業場ごとに設置されている安全衛生委員会を中心として、職場環境の点検・巡視等を行うとともに、全国労働衛生週間等において、統合後の新たな組織の状況にあわせた重点項目を設定し、危険箇所や作業手順書の確認等を確実に実施することにより、安全な作業環境管理及び作業管理の徹底を図った。

平成28年度の業務災害件数は、38件(前年44件)であり、休業4日以上となる災害は13件(前年9件)であった。このうち特に農作業用機械に関わる重大な災害については、労働安全衛生アドバイザーが現地を訪問する等して、事故原因の詳細な分析を行うとともに、災害が発生した現場における実査・確認を行った上で、関係者に対

大な事故が生じていないか。

<その他の指標>

・環境対策や安全管理の 職員の研修の開催実績 ※研修の開催実績は表中 に記載。

> キ 防災教育や訓練等により、職員の防災意識の向上を図るとともに、必要な設備の設置、管理を行い、自衛消防 隊等の防災に関する組織体制を整備する。

し労働災害防止等の直接指導を行う等の重点的な取組を実施した。また、労働安全衛生アドバイザーから、所長等会議や業務科長会議等を通じて労働安全衛生法関係の最新動向と労働災害防止のポイント並びに農研機構における労働災害の現状と課題等について、業務に即した解説を行い、労働安全対策及び災害防止の周知徹底を図った。さらに、ストレスチェック制度を導入し、役職員のメンタルヘルス不調の未然防止に取り組むとともに、精神科産業医とともに、休職者等に対する「職場復帰支援プログラム」を策定し、休職等開始から職場復帰後のフォローアップまでを組織的かつ計画的に行う等メンタルヘルスケアを積極的に推進した。

キ 事業場ごとに、自衛消防隊等の防災に関する組織体制等を定めた防火・防災要領を 策定し、消防計画を消防署に提出した。平成28年5月には、熊本地震の影響を受けた 九沖農研に労働安全衛生アドバイザーが職場巡視を行い、作業場の安全を指導すると ともに、災害を前提とした安全管理のあり方について調査を行い、その結果を基に、 化学物質及び高圧ガスの適正管理について農研機構全体に周知した。また、9月には、 首都直下地震が発生したと想定し、自然災害時における緊急体制の確認及び災害対策 基本法の指定公共機関として、農林水産省と連携し同時・一体的な訓練による<u>役職員</u> の安否や支援体制の確認等を行った。その結果、安否確認に時間が掛かることが判明 したため、役職員等の安否確認システムを自動化した。

主務大臣による評価

評定B

<評定に至った理由>

内部統制システムの構築については、法人全体の経営戦略の企画立案を行う理事長直轄の部署として「経営戦略室」の設置や、重要案件に係る理事長自らのメッセージの全職員への配信、役員会の毎週開催による迅速な意思 決定など、理事長のトップマネジメント強化に向け積極的に取り組んでいる。平成28年度中には、研究費の支出の一部について、要領・通知等に基づく諸要件を満たしていないものが一時的に発生していたが、いわゆる預 け金等の事案ではなく、農研機構において、年度内の内部監査結果を踏まえ、速やかに適正な会計処理に是正されるとともに、再発防止策が講じられている。

また、「農研機構ビジョンステートメント」を決定し、理事長が自ら職員説明を行い、組織内への浸透を図っているほか、監事についても、役員会や所長等会議への参加のほか、理事長との意見交換を促進するため、従来から行ってきた四半期に一度の定期会合に加え、監事からの要請に基づく適宜の会合の場を設けるなど、組織全体として内部統制システムの強化に向けた取組が推進されている。

コンプライアンスの推進については、リスク管理を担当する理事の設置や、全役員等によるコンプライアンス推進本部の設置などの体制整備を進めるとともに、全ての研究職員及び経理等関係職員を対象とした研究費の適正 使用に係る研修の実施、研究費の使用ルールに関する相談窓口の設置、購入物品の契約・検収の一元化等、研究費の不正使用防止に向けた取組が適切に行われている。

環境対策の推進については、新たに、理事を委員長とする環境管理委員会を設置し、環境に配慮した取組や、省エネルギーやリサイクル活動の促進を図っている。

安全管理の推進については、各事業場ごと及び各研究拠点ごとに安全衛生委員会を設置するなど管理体制を整え、延べ139回の研修が実施されている。また、規制のない一般化学物質の管理について、平成28年4月の法人 統合前の旧法人間で管理対象物質が異なっていたが、統合を機に、新たな薬品管理システムを導入して管理を統一化するなど、適正管理に向けた取組が適切に行われている。

以上のことから、評定をBとする。

<今後の課題>

引き続き研究費等の経理処理の適正化に向けた再発防止策に継続的に取り組むとともに、内部統制の徹底、コンプライアンスの推進、情報セキュリティ対策の強化及び環境対策・安全管理の推進等の重要事項が組織全体に 徹底されるよう、ガバナンスの強化に一層取り組むことを求める。